

## 第一類 第二回 国会 議院

## 財政及び金融委員会議録 第五十四号

昭和二十三年七月三日(土曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右二門君

理泉山 三六君 理塚田十一郎君

理中崎 敏君 理塚田十一郎君

理吉川 久衛君

青木 孝義君

倉石 忠雄君

河井 宮幡

赤松 勇君

川合 彰武君

栗田 英男君

中曾根弘君

田中織之進君

内藤 友明君

大藏政務次官

河口 陽一君

大藏事務官

今井 一男君

外國貿易特別円資金特別会計法案

(内閣提出)(第二十九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三

年度における歳入不足補てんのため

の一般会計がらする繰入金に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一三二号)

復興金融庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出)(第一三四号)

簡易生命保険事業における戦争危険

による死亡に基く保険金の支拂によ

る損失の補てんに関する法律案(内

閣提出)(第一九五号)

昭和二十三年六月以降の政府職員の

俸給等に関する法律案(内閣提出)

(第二〇一号)

金融機関再建整備法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)(第二〇八号)

割増金附時蓄の取扱に関する法律案

(内閣提出)(第二〇九号)

國營競馬特別会計法(内閣提出)

(第二一四号)

当せん金附証票法(内閣提出)(第

二一八号)

外國貿易特別円資金特別会計法

(内閣提出)(第二十九号)

案につき、政府の説明を求めます。

外國貿易特別円資金特別会計法

(内閣提出)(第二十九号)

の審査を本委員会に付託された。

第一條 外國貿易特別円資金を置

き、その歳入歳出は、これを一般

会計と区分して特別会計を設置す

る。

第二條 この会計は、法務省が、

法令の定めるところに従い、これ

を管理する。

第三條 外國貿易特別円資金は、解

散團体の財産の管理及び処分等に

関する政令(昭和二十三年政令

第二号)に基いて國庫に帰属した

現金(預金及び時金を含む。以下

同じ。)、國庫に帰属した現金以

外の財産の管理、処分等に因る收

入金及び附屬収入をもつてこれ

に充てる。

第四條 外國貿易特別円資金は、貿

易のために使用するものとする。

但し、解散團体の財産の管理及び

処分等に因せる政令に基づく解散團

体の債務又は当該團体の財産で担

保される債務若しくは当該團体の

財産に因り生じた債務の支拂に

も、これを使用するものとする。

第五條 前條の規定により外國貿易

特別円資金を貿易のために使用す

るときは、その金額を貿易資金に

繰り入れて使用するものとする。

(昭和二十一年法律第四十四号)の

一部を次のよう改訂する。

附則に次の二項を加える。

解散團体の財産の管理及び処分

等に関する政令(昭和二十三年政

令第二号)に基いて國庫に帰属

した財産を同令の定めるところに

より、この会計の所属に移した場

合は、第三條の規定にかかるわら

ず、当該財産の價格に相当する金

額をこの会計から一時に外國貿易

特別円資金特別会計に繰り入れる

ものとする。

○荒木政府委員 ただいま上程いたさ

れました外國貿易特別円資金特別会計

法案提出の理由を御説明申し上げま

す。

○荒木政府委員 ただいま上程いたさ

れました外國貿易特別円資金特別会計

法案提出の理由を御説明申し上げま

す。

○梅林委員長代理 会議を開きます。

去る七月二日本委員会に付託せられ

ました外國貿易特別円資金特別会計法

の審査を本委員会に付託された。

第一條 外國貿易特別円資金を置

き、その歳入歳出は、これを一般

—

この外國貿易特別円資金につきましては、その經理の状況を明確にするため、一般会計と区分し、特別会計を設けてこれを維持するのが適當と存せらるますが、特別会計を置くには、法準もつてこしと見付ける。必ずある

以上に対する質疑を続行いたします。  
○川合委員 昭和二十三年六月以降における政府職員に対する俸給等に関する法律案につきまして質問をいたします。本法律案に関しましては、大藏大臣あるいは労働大臣より、同僚委員からの質問に対しそれへ御答弁があつて、その意をわかれくは了とするわけ

指置特別会議の一番に所要の改正をいたすことにいたしました。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしましたが、何とぞ御審議の上、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○梅林委員長代理　ただいま政府委員の説明のありましたものを含む本日までに本委員会に付託されました九法律について、まず質疑と意見、二つへま

法律案、簡易生命保険事業における職業危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律案、物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律案、昭和二十三年度六月以降の政府職員の俸給等に関する法律案、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案、割増金附貯蓄の取扱に関する法律案、國營競馬特別会計法案、当せん金附証票法案、それと先ほど説明のありました外國貿易特別円資金特別会計法案、以上九法案であります。

○川合委員 昭和二十三年六月以降における政府職員に対する俸給等に関する法律案につきまして質問をいたします。本法律案に関しましては、大蔵大臣あるいは労働大臣より、同僚委員からのおきたい点は、現在全官公職員組合との團体交渉が行われているようではありまするが、この團体交渉はいつころ大体結論に到達する見込であるか、その点の見透しを明確にお知らせ願いたいと思います。

○今井政府委員 せつかくのお尋ねでございますが、何分にもこういった團体交渉は相手方の腹構えと両方によらないときありますので、適確なことは申し上げかねる次第でござります。当初交渉を開きましてからしばらくの間、組合側は五千二百円ベースを政府に要求いたしますと同時に、その前提といたしましての四つの條件——御承知と存りますが、物價の改訂をしないとか、大衆課税を撤廃するとか、あるいは首切をやらないとか、最高賃金制を設けないとか、給掌処理機関を設けないとか、大衆条件の方の確定を先にしよう。こういった話合いで進んでまいりました。政府側の方では賃金の具體的な數字的な検討を先にして、その結果組合側の時に要求して出す予算との関連性の問題を検討しよう、かように主張しました。その間の食違いがあつたことは事実であります、それが最近に至りまして、はつきり言い交わしたわけではありませんが、どうやら両方並行しようというような形に相なつ

て、一昨日は組合側から政府側の三千五百九十一円案に対する質疑がございました。昨日は反対に政府側から五千二百円の組合案に対する質問を行いました。これに基きまして、それより資料の再提出を行うような詰合いもできました次第であります。しかしながら一方いわゆる政治的な関係の問題、物價問題、題、あるいは予算問題といった点の御議論も同時に並行して進行することを要望しておりますので、その点が具体的に数字だけの詰合いを進めていくけるかどうか。少くとも数字の話を労資お互いに分析検討をやつていけるかどうかということが、実はまだ見透しをはつきりもてない段階でございます。両三日もすれば大よその見当はつくと思いますが、一昨日から組合の方は態度をかえて数字的検討にはいつてまいりましたけれども、それがまたいわゆる数学的な検討で、結論を得るような方

向にいけるものかどうかについては現在ちよと見透しがつかねる段階でござります。

川合委員 今回の官公学組の主張とは、從來の賃金改訂に関する主張とやその趣きを異にして、殊に政治的な色彩がかなり全面に出てしまひ、しか

もその色彩が濃厚である点において、  
今回の要求はわれわれは注目すべき点  
ではないかというふうに考えて、いるの  
であります。が、これらに関し、て当局  
としてはどういう考え方をもつて、いる  
か、この点に関する所見を承りたい。  
○今井政府委員 先ほど申し上げまし  
た前提としての六つの条件のうちで、  
物價を改訂するかしないか、という問  
題、大衆課税をどうするかという問題  
及び賃金安定に関する最高賃金制を設

けるか設けないかという問題、こういった問題は政府といたしましては、これらは團体交渉で決定することを適當と考えない。すなはち全官公の諸君ももちろん労働者として一般民間の労働組合の受けけるだけの保護、権利をもつてすることは申すまでもありませんが、民間の労働組合において使用主に対しで團体交渉して主張できる以上のものを、たまく使用主が政府であるからといって、政府に対して主張することには適當でない。むろん一般國民と同じような意味におきまして、政府側にいろいろ意見述べ、いろいろの談判をすることは少しも拒むわけではありませんが、それを團体交渉という労働組合の特有な形式におきまして認めるることは、これは筋が違うといふ見解を明せんが、それを申します。この点はまだ組合側は正式には政府側の主張を認めましたということは申しておりませんが、政府側の意のあるところは十分傳つたような印象をわれくは抱いておるのであります。政府は使用主として、使用者の労働條件に関するものは、同時に對等の立場であくまで詰合つて交渉を妥結したい、かようにも願し、また努力しようと考えておりますが、同時にこの行政権の主体としての政府の政策に関する問題、ないしまた國会等における問題、他の方面からの要望と同じような問題についていただかなければならぬ問題につきましては、單に御意見として承つておく、あるいはまた別の一般國民の他の方面からの要望と同じような問題の仕方をするという点におきまして、その辺のけじめを明確にして今後交渉に臨みたい、かようにも考えております。但しいずれにいたしましても、三千七百九十一円なんという数字は、

結局予算に響く意味におきましても、議論がある程度予算に触ることはもちろんやむを得ないと思うのであります。ただ一部に予算そのものを團体交渉によつてきめよう、こういつた意見を吐く諸君もおりました。こういつた考え方には、政府としてはもちろんとらないわけでありまして、予算はあくまで国会でおきめ願わなければならぬ問題であります。たゞ、交渉の過程において数字の関係から予算に響いてくる、こういつた問題は、これは議論する考え方であります。その辺のはじめをつきりさせて今度の交渉に備えたい、かように考えております。

て國会に任せることの点は、われわれも同感の意を表すわけであらりますが、しかしながらまた一方組合側の要求する通りに、賃金の決定そのものの自体が相当に物價の問題あるいは予算の問題と関連が深いので、これらに対する折衝を考へてみると、う点はわれわれは敬意を表するわけであります。しかししながらとにかく常識としてわれわれが考えて、三千七百九十一円の賃金ベースが無理があるということは事実であり、この点は労働大臣も言明しているところであります。ところでこういうような無理がある状態のもとにおいて、一方現在の労働組合がいわゆる八月攻勢ないし九月攻勢というような澎湃たる労働攻勢をもたらすと計画しているわけであります。

従いまして、私は全官公労組の現在の要求を早く妥結に導かないと、延いては全日本における労働攻勢の一发展趋势となつて現われ、それがひいては二・一ゼネストの二の舞を演ずるということをおそれるのであります。そこで私はなるべく早く相互に妥結点を見出しそれを解決するというように政府と善処あるものと期待するのであります。が、政府としてはいつころに妥結点が見出されるかといふ見透しが困難であるという点はわれくもわかるわけであります。が、政府と組合との交渉だけによつて妥結点が見出されるか、あるいは再び中労委にもちこまれるかといふ点に関しては、政府はどのような確信を抱いているか、この点をできるだけ明瞭に願いたいと思います。

○今井政府委員 これはこういう席で申し上げることはあるいは適当でないかもしませんが、組合側ではなるべく早くこの問題を中労委に移りますすれば、また第三者的な見地から権威のある裁断が下されることを期待しております。もちろん中労委に移りますれば、また第三者的な見地から権威のある裁断が下されることを期待しておられたのであります。しかしそれにおいてしましても、とにかく三千七百円など三千七百円というものをいかなる基準からどのくらいどういう欠陥があるのか、五千二百円なら五千二百円といふらかにするということがまず結論を領

の第一歩でなかろうか、かような見解のものと、実は昨日、一昨日とそつてのうちに、つた交渉をやりまして、本日も多分その点につきましては、極力努力する用意があることを申し上げておきます。

○川合委員 今申したような事情からいたしまして、もし不幸にして二・ゼネストのような事態を惹起する上にござります。われくは現政府の與党として、そういうような事態に追いまされないことを希望しているのであります。しかしながらも、しそうではなくて、ジレ・ゴーリングな解決、また時日を遅延することによって何とか当面を塗するといふような考え方をもつて、く場合においては、不幸にして再び二・ゼネストに轉化するおそれがあるということをこの機会に私は政府に警告をしておきます。それと同時に私は、これはおそらく事務當局としては、言明され得ない問題であろうと思うのであります。先ほど申し上げましたように、われくは常識として三千九百九十一円の黄金ペースというものが、妥当しない、これは單に政府が昭和十三年度の予算編成の一つの単價として計上したものだというよう理解が当るか、当らないかといふと、さらには現在の三千七百

十一円の賃金ベースというものは、一方において常識としてそれが少くとも合理的な根拠がない、また現実に妥当しないということからみるならば、この三千七百九十一円の賃金ベースの給與案というものは、一種の内拂性を意味する法律であるとわれく解釈せらるると考へるのであります。これに對して政府當局の所見を承りたいと思ひます。

○今井政府委員 これは總理あるいは大藏大臣等からいろいろ御説明になつたことと想ひますが、三千七百円といふものを算出する当初におきましては、とにかく從來のやられてゐる資料、從來の方式によりまして、はじき出したといふ点におきまして、筋の通つたものであることを政府として確信する。こう申し上げたと記憶するのであります。が、何分にもただいまのよな経済情勢では、いろいろ配給の状況、天候その他その後の情勢によります。かうしたまことに、そいつた点が特に今後團体交渉におきまして問題になつてくるところであろうと思ひます。ちょうど昨年の千八百円ベースといふものが、あいにく七月の大欠配動いたしますし、賃金ベースといふものも変動するという場合が起ることは御承知の通りであります。そいつた点が特に今後團体交渉におきまして問題になつてくるところであるうと思ひます。かういうふうにそういうものが現われてくるかといったところが一番大事な点であります。それによつてしまして團体交渉の妥結する線がおのずからきまつてくることになりはしないか、かよううに想像をいたしております。政府は組合側との交渉にあたりましては、決してこれを押付けるといふ

ことは、ただの一度もしたことはない  
のであります。引き続き交渉は続け  
る。交渉の結果、数字がまとまつたな  
段階に相なりますれば、これはさかの  
ほうで内拂ということにする、こうい  
う結果になると思います。

○川合委員 そうしますと今回の三千  
七百九十一円ベースというものは、政  
府の一方的責任においてこれを行うと  
いうように理解して差支えないと私は  
考えるのであります。はたしてそうち  
いうようになってよろしいか、これを  
承りたいと思います。

○今井政府委員 組合側と政府側の交  
渉の機会におきまして、從来しばしく  
組合側の方がはつきりと政府の一方的  
責任においてとかいう言葉を使われた  
例があります。昨年の千八百円ベース  
などはその点きわめてはつきりしてい  
るのであります。今回の場合は、政  
府から全官公廳の諸君に正式に申入れ  
た質問に対しまして、とりあえすこう  
いう法律案を出すという点につきまし  
て、イエスでもなければノーでもない、  
私はそれでは禪問答になるじゃない  
かということで反問もいたしたのであ  
りますが、とにかく組合として現在そ  
れ以上の回答はできない、イエスでも  
なければノーでもない。その意味は私  
は理解に苦しむが、結局のところ川合  
委員の御指摘の言葉と同じように解し  
てよいのではないか、組合側もさよう  
にとつていると思います。政府といた  
しましては、話はまとまつたものでは  
ありませんから——もちろん引き続き交  
渉をやります以上は、この線で交渉が  
妥結になるならば、その妥結したとき

○川合委員 私の今の質問に対しては、おそらく御答弁がしにくいのではないかというふうに考えますが、それはそれといったしまして、私は三千七百九十一円のベースというものが、科学的な合理的ないろいろな数字の結論として一應算定されたという点は認めるわけであります。が、そういうような数字のみにとらわれて、はたして合理的な賃金といふものが算出されるか。むしろ私は裏づけ物資との関連において、そういうことが合理性をもつか、あるいは不合理であるかという点が論議されると思いますが、それらに關して、そういうような一應科学的な合理的な検討による結論を確保する意味において、いかなる物資を裏づけせしめねばならぬということを、給與を預かる官廳としての大藏當局は安本また内閣に対している／＼な要求をいたし、また條件を検討し、これを持ちこんだことがありますから、その点を承りたい。これはしば／＼總理大臣また大藏大臣、労働大臣が、無理ではあるが、同時に裏づけ物資を確保し、それによつて実質賃金を確保するのだということをしば／＼言明しているのであります。ですが、そういうような政策的な面だけではなく、事務當局が事務的にそういうことに対する配慮といふものが今まで検討されたかどうかという点をお尋ねするわけであります。

四

○今井政府委員 勤労者一般に関する問題としましては、労働省あるいは安本の方から申し上げる方がよろしいかと思うのであります。使用者としての官廳の従業員に対する実質賃金の面といったましては、この点も片山内閣以来、政府の方ではいろいろの案を考え計画してまいつたのであります。が、それが直接現在までに具体化いたしましたのが、去る二十九日の国会の御承認をいたきました共済組合法におきまして、これは加入者の範囲も拡張いたしますと同時に、給付の額その他從来に比べますと、かなり政府の負担を、十数億のものを殖やしましました。結局組合員の実質賃金の裏づけになる手を講じました。また近くこれも共済施設の一部といたしまして、從来の片山内閣以来の案に従いまして、住宅あるいは医療施設の方に手を打つ手配を進めています。具体的に申し上げ得るものはどうしたものでござりますが、一方労働者の方におきましても、労働者全体の面から特に労務分配、食糧なし特配物資等につきまして、いろいろ計画されておりますが、この点は未だ具体的な数字を申し上げますが、私は以下申し上げる点だけを特に希望として、あるいはまた要請として申し上げて、私の質問を打ち切らうと思うのであります。もつとも他の同僚のこれに關する質問は多分あるだろうと思います。

御質弁はなかつたのでありまするが、私たちはこれをどこまでも政府の責任において内排的的なものと認めた。従つてこの、バック・ペイメントは必ずあるということを前提としなければならない。それと同時に私は全日本の騒動を見出さないように、單に大藏当局だけではなくして、政府が打つて一丸となつて、その解決に努めさせていただきたい。わたくしの立場において、この問題を一層促進するため、わたくしは臨時国会を要請する心組をもつておるといふことと、さらによつてはわたくしの立場において、この問題を一層促進するため、わたくしは臨時国会を要請する心組をもつておるといふことのみを申し上げて、本案に対する私の質疑を打ち切らうと思うのであります。

次に、私は銀行局長にお尋ねしたいのです。これは復興金融金庫の増資の問題に關連するのであります。昭和電工のいろいろな事件が、華間、昭和電工のうわさがうわざされておるのであります。單にうわさだけではなくして、白野原社長は遂に東京地檢に送局されたことになつております。そうしてこれは先月の二十六、七日ころだと思いますが、時事新報に昭和電工の事件が詳細に書かれておつたのであります。が、この事件の中には昭和電工がいろいろ不必要な土地、家屋を買つておる。あるいはまた自動車を買つておる。その購入代金といふものは積するところ、復興金融金庫から融資された金によつて行われておる。從つて当初昭和電工に対する融資の條件外の金によつて、昭和電工はいろいろのものを買つたという点が、新聞に報ぜられておる。

おるわけであります。こういうことに  
関しまして、大藏当局はどういうよう  
な調査をしておるか、また調査の結果  
はどういうものであるかといふこと  
を、この機会に御報告願いたいと思  
います。

○愛知政府委員 昭和電工の問題につ  
きましては、ただいまお話のように非  
常に大きな問題になつておるのであり  
ます。大藏省及び復興金融金庫当局と  
してとりました措置につきまして、御  
報告申し上げたいと思います。昭和電  
工につきましては、最近五月二十日に  
復興金融委員会におきまして、復興金  
融金庫が実行いたしました昭和電工に  
対する融資の結果につきまして、報告  
を受けたわけでございます。その報告  
の内容は大体ただいま御指摘の通り、  
時事新報等に傳えられておる全貌であ  
ると考えるわけでございます。まずそ  
の報告の内容を申し上げますと、次の  
通りでございます。昭和電工の融資に  
つきまして、復興金融委員会として、  
復興金融金庫が実行いたしました監査  
報告を聽取いたしたわけでございま  
す。この監査の報告は電工の本社とそ  
の他の工場についても監査を及ぼして  
おるわけであります。ところがその後  
ただいまお話のように刑事案件に発展  
いたしました結果、あの事件が起りま  
ります。從いまして、ただいま申し上  
げますのは、当時終了いたしました  
本社及び川崎工場を中心とする監査の  
内容でございます。まず第一に復金で

行われました監査の報告によりますと、建設資金の関係におきまして、経費は、建設所要資金にあてられておりました。それで、建設工場への流用が行われております。それからまた運轉資金関係におきましては、本社経費の支出が過大であるという事実確認されたわけであります。それについての詳細につきまして、別途不當財産特別委員会の方にも報告書を差上げてあるわけでござりますが、たとえば一例を建設関係で申し上げますと、総体としては建設資金に振り向けられておりますが、工場別に見ました場合に、川崎工場の分が他の工場の建設資金に流出せられておる事実があるのです。それは建設資金が川崎工場の設立しての石灰等素四工場の建設予算が川崎工場の建設予算ほどに見透しのあるものではなかつたこと、それから第二次には川崎第二次主要工事は電解槽の設備であり、渴水期にはいつから工事を繰延水することができないかなどな理由をあげて、一應の説明をしておるのであります。しかしながらこれらのことについては、既定の計画にもどすよううにいたすということを答弁しております。しかしながらこれらのことの問題を通じて見ます場合に、昭和電工としては建設工場の実施にあたつて、資金の統制並びに予算の統制が弱體であつたというようなことが原則的に言ひ得るわけであります。それらの点についてはなお今後十分の措置を

す。それからさらにでき得る限り速やかに他の工場部門にわたつても、監査を実行することにいたしたのであります  
が、それらの措置を復興金融委員会としては了とするとともに、一面問題を電工のみに止めませんで、他の復金の融資を受けております会社につきましても、一時的な金繰技術上の流用はともかくといたしまして、用途の変更等によつて本来の建設復興等の工事に影響を與えるというがごときは、嚴重に戒めるということを申合せましたて、かかる傾向のありました場合には、融資の廃止なり、資金融資の拒否というような断固たる処置をとることを申し合せたわけであります。この申し合せに基きまして、金庫側といつてしましても、逐次他の面についても監査を実行いたしておりますが、同時に大藏省いたしましても監査官監査の独自の立場におきまして、現在他の問題のありそうなところを数社について一齊に監査を行なつております。不日ごく近い機会にそれらの監査の結果は世に報告できることになるかと思ひます。それらの監査によりまする具体的な事実がつかめました場合に、今後復金の融資についていかに考えるかということが實に重大な問題でございます。例を昭和電工にとりますると、現在御承知のような状態に立つたのであります。一方電工の受持つておりまする、現在御承知その他緊急を要する、増産の問題につきまして、もし、現在融資を全部止めてしまうということになりますと、会社の経営者の問題は別といたしまして、經濟の再建上ゆゑ  
き問題を起すおそれというよりは、現在融資を全部止めてしまうということがありますと、会社の経営者の問題は別

の措置に頭を悩ましたわけであります  
が、一昨日の復興金融委員会におきま  
して、もし今後増産のためにあるいは  
当面する貢金の支拂のために、どちら  
でも必要な金であつて、かつ復金がこ  
れを見なければならぬようなものがあ  
りますことを予想いたしまして、一切  
の現金の出納、現金の經理等について  
は、復金を中心とする会社の管理團を  
組織いたしまして、その管理團を通し  
て、必要やむを得ざる資金だけは復金  
から融資をすることにいたそとという  
ことに申し合わせたわけであります。  
まだこの事件が終りまして後に、現実  
に融資した金額はないのであります  
が、しかし日々御承知の通り、事業は  
事業として進んでおり、またごく最近に  
おきしては、非常な硫安製造等にも業  
績をあげておるのでありますから、  
それはそれとして、經濟再建のために  
必要な手段を講じてまいりたいといふ  
よう考えておるわけであります。かく  
のことき状況でござりまするから、たと  
えば他の炭鉱会社等についても赤字融  
資とはいつても、いわゆる赤字成金が生  
生するような事態も現実に起つております。  
しかし同時に相対的に見ました  
場合に、そうだといつていきなり強制  
廃止を命ずることになると、それによ  
つて起る他の影響も相当重大であると  
思ひますので、その辺のところは隨  
時臨機に責任をとり得る限度において  
善処いたしたいと考えておるわけであ  
ります。

るという際に、案の定、いろいろな事  
件が現実に暴露されたということは、  
きわめて遺憾に思うのですが、  
そこで大蔵当局に警告をしておきたい。  
点は、衆議院の財政金融委員会の中に  
おきまして、復金の調査小委員会があ  
つて——最近はあまり活動をしていない  
のであります。が、そういうような小  
委員会があつて、いろいろな報告を受  
けることになつております。若干の報告を  
受けたのであります。今銀行  
局長から御答弁があつたような報告  
は、おそらく不當財産取引調査特別委  
員会の方に書類となつて報告された事  
項ではないかと思うのであります。も  
しそういうようなものが不當財産取引  
調査特別委員会の方に報告された場合  
においては、同時にこの財政及び金融  
委員会の復金の小委員会に対しても、  
書類を提出してほしいということを、  
この機会に私は希望ではなくて、また  
政府の責任においてそれは提出すべき  
だということを、警告せざるを得ない  
のであります。それと同時に、ただいま  
お話をあつた通りに、おそらくこう  
いうような例からいつたならば、しか  
されたか、あるいは轉職した人である  
というように私は聞いております。  
はなはだ遺憾にたえないのです。  
すゝこれは今までの特殊銀行——私も特  
殊銀行におつたわけであります。が、特殊  
銀行においてもしばらくそういうこと  
が行われております。たとえば朝鮮銀  
行、台灣銀行に対して、大蔵当局は銀  
行検査官を管理官として派遣してお

る。しかしながら朝鮮銀行あるいは台湾銀行というものは、あのように大破綻をした。特に大蔵省から管理官を派遣した銀行が大破綻をしたということは、いかに官吏によるところの、そういう監査とかあるいはまた指導というものが、きわめて無理解であり、無責任であつたかということを示す事例の一端であつて、こういうような過去における事例が、再びこの昭和電工においても見出されるということは、われく遺憾にたえないのです。そこで私は昭和電工の問題は、不當財産の方はこれは一つの政治問題として扱うであります。これが一つの金融上の問題として、より追究して事態を駆け抜けて、逐次この小委員会の方に送つていただきよう願いたいと思うのであります。それと同時に、今銀行局長から御答弁のあつたように、殊に炭鉱方面であります。殊に石炭に関しましては、昨年の國管問題を契機といたしまして、いろいろなことがうわざされております。これらの政治的な面においては、いすれ不当財産取回調査委員会の方によつて、事態が白日下に暴露されるとと思うのであります。それを同時に、またわれくとしては、小委員会としてこれを資金の金融の面から重にし、事前に防止のできることは事前に防止をしてもらいたい。それを同時に、またわれくの申しあげておきます。われくの会としてこれを資金の金融の面から重にし、事前に防止のできることは事前に防

にいたえないのであります。われべくといたしましては今回の復金の増資に対して國会を中心とするところの管理委員会という構想を抱きつつあるわけあります。これがあるいは実現するかもわかりませんが、何にしても私はこういうような特殊金融機関といふもの、單に政府だけの監督の場合においてはきわめてルーズであるし、またそういうような金融機関から融資された会社等に派遣されいろいろ／＼な監督に行つた人が、遂にミイラ取りがミイラになるというような事例のあまりに多いのを遺憾とするのであります。今後一層監督を嚴重にされて、こういうことのないように一層の善処を要望して、私のこの問題に関する質疑は終了いたします。

10. The following table shows the number of hours worked by 1000 workers in a certain industry.



す。これが第一でござります。

す。これが第一でございます。  
その他御承知でございましょうが、  
最近におきましては、直接日本銀行が  
らも商工中央金庫、勧銀、興銀等に対  
しまして数千万円ないし一億あまりの  
特別に中小事業金融の資金の手当とし  
て融資しておりますのであります。随時  
そういうような、直接日本銀行との関  
連も発展的に考えたいと思つておるわ  
けでございます。大体とりあえず特別  
の金融機関ができない、というやむを得  
ざる事情に対処いたしまして、こうい  
うようなことをとりあえずの措置とし  
て進めたいと考えておるのであります  
が、これらの点はまだ商工省とその他  
官僚側のまとまつた意向でございまし  
て、未だこれに従事してもらう金融機  
関その他への話合いはまだ十分につい  
ておりません。しかし何とかしてせめ  
てこれくらいの程度のことはやらなけ  
ればならぬと考ておるわけであります  
。それからその次には、実はこの國  
会にぜひ提案したいと考えておつたの  
であります。が、中小金融の受入態勢を  
どうしても強化する必要がございます  
ので、信用保証制度の確立伸長をはか  
ることを考ておるのでございます。  
できれば立法化いたしまして具体的な  
措置を考えたいと思うのであります  
が、現に東京、大阪、その他の中小商  
業の盛んな都市におきましては、府縣  
廳の責任におきまして信用保証制度等  
は相当活発に動き出しております。さ  
らにこれに対しまして國家的の援助も  
考えておるわけでございます。

概に業種が丙であるというために、單に金融の対象になり得なかつたのあります。いろいろ御非難もいただいているのであります。これにつきましては、ただいまやはり商工省と緊密に連絡をとりまして、指定物資の割合制度のあるものにつきましては、もちろんのことであります。その他配給構が確立しておつて、流通部署が確立される範囲内のものである限りにおいては、手形制度その他を徹底的に活用いたしまして、業種が丙でありますから、も多少でもゆたかにするという面貢献するものであるならば、くふうしても物資の流通を円滑にし、国民生活を多少でもゆたかにするという面につきまいりたいと考えております。また、業種は丙でありますから、取扱いは甲に準ずるということを行政的についてまいりたいと考えております。でに一部指定配給制度等のありますのににつきましては、農業手形と同じくいろいろの配給手形を考案いたしまして実行しております。ただこれらの制度は、インフレ下におましてもここ数年間、まったく現金引きとやみ取引というものがほとんどのままです。商業部面をおつておりましたこの現実に照らしまして、ただちに給制度その他について手形の活用と十分にまだこの制度が活用されておられません。また極端に申せば、まじめな方があつがしい手続がいろござりますために、現在のところでもうようなことは、なかなかこれを利する方でもむづかしい手続がいろなうとしているのです。そこでこの制度を十分にまだこの制度が活用されておられません。また極端に申せば、まじめな方が金融があつたかであるという事

融を受ける方の側からも非常な支援をいただきまして、逐次効果をあげるよういたしたいと考えておるわけあります。それから第二は農業金融の問題でござります。この点につきましても、実は御承知のことくるが、六月二十九日に閣議決定をいたしまして、農林漁業復興資金の特別融通法案というものを考査いたしました。またそれに附随いたしまして、農林漁業復興資金特別会計法案というものを立案いたしたのであります。しかししながらこれらの金融の必要であるということにつきましては、内外の認識がきわめて明瞭になつてきてしまつておりますので、事務当局といたしましてもいろいろの方法を考案いたしまして、たとえばあの認証制度、その他の場合を見ますならば、公共事業費の一部繰上支給というようなことも考え得るでありますようし、また現在の制度におきましても、預金部は事業の対象が地方公共團体であります場合は、起債の計画の中に入れられますならば、地方公共團体に対して融資をいたすことができますので、それらの方法を法規の許します限り活用いたしまして、一應つなぎをつけておきまして、そして最近の機会に立法の措置をすることにいたしたいと考えておるわけですが、なほこの点につきましては、別に安本長官あるいは大蔵、農林両大臣等から説明をいただいた方

が適当だと考えられます。  
○塚田委員 中小企業に対する分は一  
應御説明は了承いたしました。なお融資  
業金融に対しては安本長官、大藏大臣  
からの答弁の方が適當だということで  
ありますから、別の機会にお尋ねする  
ことにいたします。中小企業に関して  
なお二、三の点をお尋ねいたいと  
思うのであります。そこでただいま中  
小企業としてお話をされましたのは、  
資本百万円以下、使用人員百人以下の  
ものを大体標準においておられるよ  
うであります。これは私ども今日中  
小企業金融その他資材の面を問題にい  
たしますときに、ほんとうは今の標準  
くらいのところにあるものは、そんなん  
に私どもは考えておらぬのであります  
て、むしろ私どもが中小企業といつて  
おりますのは、あるいは言葉の上では  
零細企業といった方がいいかも知れな  
いところの、いわゆる町工場式のもの  
の、人間も三人か五人しか使つておら  
ないし、資本金もいくららといふよりは  
きまりがない、こういうものが非常に  
多いのであります。こういうものの金  
融面について何面倒を見てもららえる  
かどうか。その問題に關連して特にお  
伺いいたしたいのは、例の商工協同組  
合法ができましてから、ぼくへ商工  
協同組合といふものをつくつておるも  
のがあるのであります。こういうものを  
つくしまして、今の零細企業が一つの  
組合團体をつくりました場合に、やは  
りそれが相当な規模になる。そうして  
一應融資の対象としての認定がつく場  
合には、積極的にこういうものを援助  
していただける御方針であるかどうか  
か。その点を一つ伺いたい。  
○愛知政府委員 その点は私説明を落

したのであります。が、大体今までの想  
念から申しまして、特に復金を中心と  
いたしました場合に、三百万円以下と  
いうようなものがいわゆる中小金融と  
いわれておるのであります。が、今回地  
方銀行あるいは商工中央金庫等を通じ  
て、先ほど申しました三〇%以上の金  
融保証でいく分につきましては、もつ  
とずつと下の方で、たとえば百万円以  
下というような程度のところを対象に  
考えたいと思つておるわけであります  
。それから信用保証制度の問題につ  
きましても同様でござります。  
それから商工協同組合等に対します  
る融資の関係におきましては、商工中  
央金庫が現在御承知のように非常に資  
金に手詰まりを來しておりますが、こ  
れは最近相当の増資をいたすことによ  
なつております。商工中央金庫を商工  
協同組合等の信用業務の中心機関にす  
るということと、商工、中金の前途に  
非常な期待を実はもつておるわけでござ  
ります。なお増資ができる前に  
おきましては、先ほどもちよつと申し  
上げましたが、直接日本銀行からの資  
金的援助、それから場合によつては保  
険会社等の余裕金の援助というような  
ことも、現在具体的にやつておる状況  
でござります。

0087

ものは信用の基礎さへ確実であれば、積極的にそういうものの設立は認めるというようなお考えである。うように伺つた。そこで最近金融機関の再建整備といふものがや一段落ついたように承知しておるのであります。が、この際に積極的にそういう希望があるものについて許可をしていただけのお考えがあるかどうか。この問題で私が特に関心をもつておりますのは、地方の銀行は御承知のように今大体一縣一行になつております。そういたしますと、縣廳所在地には本店があつて、その他の縣内の都市にはたいてい支店がある。そういたしますと、支店が集めた預金といふものはたいてい本店へもつて置いて、私が聞きましたところでは、せいいせい地元では四割くらいしか使わしえくれない、というのは、使わずに適当な事業がないということ、銀行の立場としての考え方もあるのであります。が、やはりそういう考え方と同時に地方の支店がもつております信用を與えるわくが非常に小さいものですから、従つてわくが小さいために数を多少抜つても、総額の金額は小さいものになつてしまふ。そこでやはり余つたものは中央が——中央といつても縣廳の所在地の中央に使われてしまう、どうしますと地方のほんとうの中小の都市などいうものは、非常に金融の面でばかを見てしまふ。自分の所で預金をしておるのであるが、その金は自分の手もとでは使わせてもらえない。そういうことと関連して、地方にもう一度昔あつたような小さな銀行をつくりたいという希望があるのであります。市街地信用組合の場合でも同じような考え方があるのであります。要するにその考えが

方の根本は、自分のところで預金したものはなるべく地元で使わせてもらいたい。こういう考え方があるが、その基本にあります。あるように私どもは考える。もちろん信託用の弱体なものが方々へできましてものについて、繰返して申しますが、非常に困ることにはなると思うのであります。ですが、そういう点の見透しがつくことにつけて、繰返して申しますが、許可になる御方針であるかどうかということを伺いたい。

それからまた見方によりますれば、現在の日本の経済状況では銀行が多過ぎるという批判も相当海外にも多いのでございまして、その辺のところをにらみ合わせまして、事情によつて考え方になるのではないかと考えることになります。なおまた市街地信用組合につきましては、実はいろいろ整備を要することも、率直に言つてございます。現在非常に危険だということは全然ございませんけれども、今後長い間の經營を考えます場合には、あるいは相当統合しなければならぬという状況のものもあるようでございますので、一應ただいまのところでは再建整備とか、また增资が完了することによつて、はじめで修正するわけになりますので、増資の模様等とらみ合わせまして、あらためて全体を通して整備計画を考えたいと思うのであります。

なお最後に御承知の金融業法といふ將來の金融機関の恒久的な基礎立法については、未だ政府案もできていないようなわけでございまして、あるいは第三回通常國会のときに政府案も立てたる運びになると思うのでありますが、そのときまでにいろいろそいつた具体的の方針を政府としてきめてまいりたいと考えております。

○堀江委員 昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律案について質問したいと思います。この二千七百九十一円の支拂いについては、局長の御見解と加藤労働大臣の御見解は同じように認めたのであります。加藤労働大臣はこの法案が通過しても押つけるものではない。またこのベースを維持する自信はないという御答が弁

あつたのであります。しかし大藏大臣は実質賃金を増加するように努める、今これを変更するような意思はもつてないというような御答弁があつたわけであります。これは政府部内の意見の食い違いでありますと、これをせんさくする必要を今のところ認めないのであります。二千九百二十円ベースの際に國鉄だけそれを認めた、そしてほかの全官公廳は認めなかつた、それゆえに國鉄だけに支拂つてあとそのそれで納得しなかつた労組に対してはお支拂いにならなかつた。今回のこの三千七百九十一円の問題についてはまだあとで別な項目で質問いたしますが、そうしたことはおとりになる御意向であるかないか、差別をつけおやりになる考え方であるかどうか。

○今井政府委員　ただいまお示しのよくなことは考えておりません。

○堀江委員　次に先日あなたの御答弁にしまして、加藤労働大臣の御答弁にしましても、内拂いである——現在全官公廳労組との話し合が進められておるとか、これはあなたの御答弁によつても内拂いであると私は解しておるのであります、これは内拂いであると認めていいわけですか。

○今井政府委員　この前申し上げたとと思うのですが、妥結いたしまして数字が出ましたならば、その数字との差額という問題は補正予算を考慮する用意にイエスともノーともどちらとも答えるござりますれば、あるいは政府もはつきりとここまでについては話がまとま

つた、あとそのその上についていかに計上するか、今後考慮する、こう申し上げられるのであります、そこをそう申しておりますので、そこで確定いたしまりますればはつきり内拂いといふことになりますが、それまでこの席で法律論から内拂いということを申し上げるとある、いは言い過ぎになるかと思います。

○堀江委員 二千九百二十円ベースの問題が一月から三月の暫定給與であるということをこの委員会におきまして——私三月の末が四月の初めにこの委員会の仲間入りをさせてもらつたわけでありまして、その決議をはつきり覚えておらぬのであります、この委員会において法律第四六号は、つまり二千九百二十円ベースの支拂いの法律は一月から三月の暫定給與の支拂いであるということを決議になつて委員長のもとまで出され、議長のもとに提出されたという話を聞いたのであります。そういう事実をお認めになりますかどうか。委員長に聞運いたしましてお尋ねいたします。

「そんなことはない」と呼ぶ者あり

○梅林委員長代理 堀江君にお答えいたします。今委員各位の言われる通りでありますから、當時の連記録を十一應ごらん願いたいと思います。

○塚田委員 堀江委員の言われる御質問は、おそらく前に赤松委員がたいへんお骨折りになつてやつたあの決議のことを言つておられるのではないかと私は考えております。そこであのときにも一番担当してよく御存じの赤松委員からあの勧告案の趣旨を堀江委員に御説明願つた方がいい、こういふように考えます。

○赤松(男)委員　當時財政金融委員会に提案をいたしましたが、全官公の爭議の眞最中でありますたが、争議解決促進の決議案の草案を提案いたしました。皆さんの御賛同を得まして本会議に上程されたのであります。中に政府は全官公のストライキを速やかに平和的事態に移して解決のために努力せよ、同時に当時の給與は暫定給與であるということを確認して、これが一月、二月、三月までのものと確認されまして、そうして新年度においては速やかに基準賃金をきめてこれを実施するような法律案を議會に出せ、こういふ内容の勧告案を出したのであります。おそらく堀江委員のお尋ねもそれに該当するものではないかと思うのであります。これは政府いたしましても非常に重大な責任がある。この問題は社員会覚にとりましても非常に重要な問題であります。それで、大体これは今井給與局長はその経緯を十分御承知であると想うのであります。が、政府の最初の考え方方といたしましては、あの給與をば大体三月までの暫定給與と考えて四月からは新しい基準賃金をきめる考え方であります。従つて予算委員会あるいはその他の委員会におつたと思うのであります。従つて予算委員会あるいはその他の委員会におきましては、政府の当事者がしばしそういうことを言明しておる。これは速記録の上に残つておる。ところが途中から政府の考え方が変つてきて新給與は六月から始めるのだ、こういう考え方方に變つてきておるわけです。そこで私は実は今度の予算にはなはだ不本意ながら賛成いたしました理由は、実は本法律案とも大きな関係をもつておる堀江委員にはなはだ相済みませんが、ついでにちよつと私の意見を申し

上げます。私はこの予算案に対しては絶対に反対だ。ところがこの予算案をつぶせば予算の編成には少くとも三月もしくは四月——今度の予算では半年かかるつておる、おそらくことし一ぱいかかるのじやないか、その間二千九百二十円ベースで給與がなされる、これは現在の官公吏としてたえ得られないことである、従つて私はこういう点だけではありませんが、こういう点をも重要視いたしまして今度の予算に不本意ながら賛成をした。そこでこの三千七百円ベースの問題でありまするが、これもわれ／＼は暫定的なものだと理解する。これはわが黨の川合委員からおそらく條件附で賛成の意見か、あるいはまた質問が行わたれたと思うのでありますから、われ／＼もそのように考えさせておる。これは現に團体交渉が行わぬ姿を見せるということは、現在の團体交渉の精神から申しましても面白くないのです。われ／＼はこの三千七百円ベースと、いうものを予算編成の單に單價と認めており、これを基準貨金とは見ていない。もし政府がこれを基準貨金と考えて、いわゆる予算編成の單價と考えずに、基準單價と考えて昭和二十三年度以降この基準貨金でやつていいこうとするならば、私は絶対に反対である。われ／＼はそういうふうに理解して政府が速やかに臨時議会を召集して、その臨時議会において物價改訂に伴うところの物價の値上り、それを單なる團体交渉の妥結の過程におけるところの内拂である。こういうよ

のはね返りの分を補正予算を出して、  
そうちして新しい賃金ベースを考えなければならぬ。こういうふうに私たちには  
考えておる。もし三千七百円ベースをもつて、今の團体交渉に先行して一つのわくをはめようというような考え方であるならば、残念ながら私たちはこの法律案に賛成することはできません。

千九百二十円を基準にしてそれに物價改訂を加味して三〇%加えた。たださうな機械的計算をおやりになつたがけで、そのほかに新しいものを取入れられた様子がないようあります。それが点についてひとつ伺いたいと思います。

○今井政府委員 御指摘の通りことしの一月臨時給與委員会におきまして、こういつた賃金水準のはじき方につきまして、一つの方式のようなものがござました。その方式をそのまま数字をかえまして、最近の例となつておる。それが骨子でございます。あとはそれは別な角度から見ただのでございます。根本の考え方はその通りでござります。

○倉石委員 それではちよつとお尋ねしたいのですが、政府の方では総理廳の賃金の毎月統計の中で、一般民間工業の基準を計算されまして、それに対して一・〇二四五ですか、あの計数をおかけになつておるのであります。ですが、その計数の中の第一修正計数の第一・五、これに私は少からざる疑問をもつておる。それで政府が他の機会にお述べになつたところ、あるいはまだ発行されておるものを見ました。それでも、あの計数、第一次修正計数を出された、その根拠はつまり民間においてはいろく貨付金の形であるとかあるいは現物給與などをしておるものを見こんで、ああい一・一五計数といふものをおかけになつたわけでありますけれども、私は今日の一般的企業の労働者に対する支給の状況といふをゆる全官公労に対する政府の取扱とに置いて、それほどの開きを見られることが誤りではないかと思う。今官労

公労でも局長がすでに御承知のように、いろいろな施設をやつしておられたことがありますから、この一・一五の計数を特に出されたということに非常な異問をもつておる。それが一点。  
もう一つはこの經理課の毎月統計の民間工業基準、きょうは非常にこまかになりますから、この次の新しいものを出しになつたときに、私はありますから、いろいろお尋ねいたしたいのですが、あの基礎にもわれ／＼としては非常に疑問の点が多くあるのであります。これは皆さんの方のいろいろな専門家がお集まりになつておつくりになつた計数でそれもよく承つておりますが、ただいま一・一五の計数、第二章計数の一・一〇八、まだこの次におやりになる場合でもこれでよいとお考えになつておるか、その点をひとつ承りたい。

議論を誘発しやすい。とにもかくも國鉄の諸君が参加されまして中労委の委員の方々がおられまして、その上でまとまつたものをつくることが無難であるという意味合で使いましただけでありますて、將來またこういつた技術的な委員ができました機会には、さらに掘り下げまして、もう少し実体に近いものをぜひ出してみたいと考えております。

○倉石委員 もう一つお尋ねいたしましたのであります。甲地乙地の區別について、これは勤務地を標準におとりになつてゐるわけでありましょうか。

○今井政府委員 さようであります。

○倉石委員 そういたしますと、たとえは東京に住んでおつて、そしてずっと汽車で二時間くらい離れた田舎へいわゆる乙種の方へ勤務している者は、勤務地が乙地である場合には乙地の取扱いを受けるということになる。これはこういうことを考えませんでしが、勤務地といふものはそこに行つていたら一定の時間官公勞でいえば六・六時間を勤めになるというだけで、実際の生活にかかる金というものは甲地である都會地の方で消費するわけでありますから、その点において勤労者者が不公平を感じるといふことはやはり訴えられるのですが、そういう間にたび／＼議論を重ね、また両方で相互に検討するという手続をとつてお考えがないかどうか、お伺いしたい。

○今井政府委員 御指摘の点は確かにございます。この問題につきましては、もう二年ばかり前から全官公廳にて問題でございますが、職災等の関

係からただいまは都會地から田舎の方に勤務する者と、田舎から都會に勤務する者を比べますと、およそ二十倍ないし三十倍程度田舎から都會に勤務するの方が多いのです。それではこれを勤務地主義をとるか住所主義をとるかということは、確かに両方とも理屈はあるわけです。賃金といふものは勤労場所の相場によるのが正しいという純理も実はござります。その上同じ職員が机を並べておりまして、それがそれ／＼月給が違うということも勤務場所でもろしくない現象であります。両方で議論していくつた結果大半は勤務地がよい、安い所に住んでおるが、それだけ足質がかかるといつたような意味合いから現行制度が生れたわけであります。しかし私どもはこれを必ずしも固執するという頭をもつておりません。去る六月三十日以来、この前こちらで御承認いただきした一千九百二十円の法律によりまして、團体交渉の実質を有する地域給付議会というものがいよいよ発足することになり、來週から実質的な審議にはいると思います。その際にはこの問題をやはり根本的に取上げまして、もう一度検討するわけであります。

も承知いたしておりますが、この案をものにつきましては私どもまだ深く検討はいたしておりませんので、あまり正確なことは申し上げられませんが、ただいまのはとにかく政府案ではございません。議員の提出になつておるものでありますが、この考え方は大体從来の恩給をある程度増額する、そしてその増額と同時にたとえば若年停止のようなものを若干拡げるとか、あるいは高額所得者の停止の問題を新設するという程度の案のようにつきましては、予算当局でもまだそろばんがきいておらぬないように今のところは承知しております。至急事務的にその間のそろばん合せをやつている次第であります。

なものが出来ると聞いておりますが、この法案による支給額と今回の約六億という予定数字とは必ずしもマッチしていないのではないか、その間の調節をしてどうなるかということは、まだおわかりになつております。しかし、この点は、今井政府委員 目下検討中でございまして、数字が具体的にどうかということについてはちよつと申し上げられません。なおあの案を中心としたまして、至急從來の政府部内における意見の結論も出して、今国会中に何とかなりの形で申し上げられるようにしたいと手続を進めております。

○井出委員 それでは問題がもう少し熟して出てまいります私の質問は留保してきようはこれで打切ります。

○小平委員 私はこの給與の件につきまして一点だけご簡単なことを伺おうと思います。先ほど倉石委員から御質問のあつた地域給のことについてお聞きたいと思います。先ほど倉石委員から御質問のあつた地域給のことについてお聞きたいと思います。大体賞金ベースがだん／＼上つてまいりますと、一定の率によつて地域差を設けるということは、結局実情においては知っているところでは一定の率によつてその三割の範囲内において支給するということを聞いております。大体賞金ベースがだん／＼上つてまいりますと、一定の率によつて地域差を設けるということは、結局実情においては開きがだん／＼廣くなるといふ結果が招くのではないか、しかも一方におきましても賞金ベースを上げるというのを全部としてレベルを上げると、いう角度から來ていると思うのであります。こういつたような率でやつてまいりると、一部の者は非常に廣い幅で上昇するが、一部の者はさほど上らぬという結果を來すのではないか。特に級別の低いところにおきましてはそれにによるところが非常に少い。現在でも各地から

地域給の級別の引上げという問題が起つておるよう聞いておるのであります。が、大体全國的に見て物價はだんだん平均化されつつある。しかも今回創設をみた取引高税のような関係からくるならば、地方におつて幾段階か非常に多くの段階を経て消費物資を手に入れる者の方がだん／＼負担も重くなつていくというような傾向もありますから、こういつたいろ／＼な点から見まして地域給といふのはどうしてもこれを設ける必要があるとするならば、その点によるよりもむしろ一定額によつて今後やつていく方が妥当ではないかと、いうふうに考えられます。が、その点について、政府の御所見を伺います。

○今井政府委員　お示しの点確かに御見解だと思いますが、地域給の制度そのものが二年半ばかり前にきめて早々の間に生れたものでありますて、その後正確な検討というのが不容易でございません。もちろん見方によっては御指摘のように全國における生活費の差は縮んでいくといふ解はございますが、同時にまた反対の意見も組合側の中にあるのでございまして、それでわれくはとにかくこういふ問題に関する限り、政府といいたしましてもこうした制度でなければならぬといふようなことを固執する理由が乏しいのでありますて、なるべく組合側の意見を多分に取入れた形にした。ということはかねん急願しておるありますので、從來のままを悪く思は漫然躊躇してまづいた傾向は顯著であります。それが組合側内部にございまして非常にまとまりにくい問題が、前年の二千九百二十四年の俸給によりま



おられまして、これがかなり食違いがあつたように、私そばで見ておつて印象づけられておるのであります。公式文書を交しました際には、その点はつきり念を押す意味におきまして、一月の暫定云々という言葉を使つておつたことは御承知の通りであります。従いまして六月ということも、政府の当初の方針——当初の方針は実は四月に物價改訂をやるという考え方もあつたのであります。この方針に従いまして物價改訂の数字と絡み合わせまして、この予算が盛られたことはこれは事実であります、ただ何分にも團体交渉を続けておりますので、組合側はこの問題についておそらく相当の言い分があるだらうと思います。その結果実施期日というものの変更になる機会も十分あり得ると思います。万一事例はその方に任せいたく方が私はかえつてよろしいのではなからうかと、上けいなことかもしれません、感ずる次第であります。と申しますのは、今回のこの法案は政府という使用者が、使用者に対してこれだけの月給をとりあえず拂いたい。そうして國会に御承認願いたい。こういう意味合いで提出申し上げておるのであります。國会がそのベースをくぎつけしようと何かいう御意見ではないのであります。従つて政府の方も時間がありますれば、これはもちろん團体交渉がきました結果やるべきであります、それも、予定しておる金だけを出す。こういうことでありますので、ここに國会で何らかの修正等がはりますと、かえりに問題をあとに残しましても、國会でベースそのものにつきま

していろいろとやはりその相談の中はいつしていくという形にもなりはしないかという印象も、これはよけいなところであります。が受けける次第であゆす。なお数字にいたしますと、お話を点はごく大きづばに申しますと、三月分で約四十億、こう抑えられればまだ大過な、と思ひます。

に対しまして、今井給與局長はどういうふうにお考えになるか、ちょっとお尋ねします。

○塚田委員 私どもは不覚にして今給與局長の答弁になつたようなものとは、本法案を了解しておらなかつたのであります。それはこの前の改訂のときに、あの二千九百二十円ベースというものがいつまでのものかということでお蔵大臣の御答弁をいただいたときに、

間にいろいろ、別の意味の迂回曲折はございましたが、具体的に賃金問題の議論を始めましたのは、大月の半ば以降でございます、その間に組合大会等の関係で交渉がとぎれたこともございまして。それで現在までいろいろ、交渉の結果、実は話が一つもまとまっておりま

1. *Leucosia* *leucostoma* *leucostoma*  
2. *Leucosia* *leucostoma* *leucostoma*

していろいろとやはりその相談の中はいつしていくという形にもなりはしまいかという印象も、これはよけいなとであります。が受けた次第であります。なお数字にいたしますと、お話しはごく大さつぱに申しますと、二月分で約四十億、こう抑えられればまず大過ないと思います。

○赤松(勇)委員 そういたしますと、今御答弁の中でもうひとつ私聽取りにかつたのであります。四月からの給與にするか、六月からの給與にするということは、團体交渉で十分に交渉の余地があるわけですか。そんなふうに考えてよろしくうございましょうか。ういたしますと、ここに出されております法律案は六月一日からの給與であります。これが必ずしも團体交渉のわくにはならない。團体交渉の際は四月から給與するというような余地も十分あるのだ、こういう御答弁であつたと思ひます。そこで問題になりますことは、今井さんは、國会では問題の中へはいるようなことを避た方がよいのではないかと御忠告をただいたのであります。ところが、の御忠告ははなはだ殘念でございませんが、いささかのしをつけてお返しをしなければならない。と申しますのは、二國会であります。が、全官公廳のスライキのまつ最中に、私どもは争議を告決議案を出しました。先ほど申ししたように、新年度において速やかに基準賃金をつくれ、こういう決議を認めても、すでに院議をもつて國議をもつて行つておるのであります。この院議がすでになされておるのになりました、問題の中にはいつておる。この院

に対しまして、今井給與局長はどういうふうにお考えになるか、ちょっとお尋ねします。

○塚田委員 私どもは不覚にして今給與局長の答弁になつたようなものとは、本法案を了解しておらなかつたのであります。それはこの前の改訂のときに、あの二千九百二十円ベースというものがいつまでのものかということでお蔵大臣の御答弁をいただいたときに、

間にいろいろ、別の意味の迂回曲折はございましたが、具体的に賃金問題の議論を始めましたのは、大月の半ば以降でございます、その間に組合大会等の関係で交渉がとぎれたこともございまして。それで現在までいろいろ、交渉の結果、実は話が一つもまとまっておりま

19. *Leucosia* sp. (Diptera: Syrphidae)

に対しまして、今井給與局長はどういうふうにお考へになるか、ちよつとお尋ねします。

○今井政府委員 御承知の通り、あのとき衆議院の決議が出されまして、すぐ争議の解決というふうな段階にまいりませんで、四月十六日によく妥結を見たわけありますが、その後新給與整備委員会におきまして、四月一ぱいにこの二千九百二十円の問題につきましての根本的な詰合ひは一應成立了。引続きまして五月にはいたしました。いまして、御趣旨もございまして、給與問題全般を検討する委員会をもちたいという組合側の要望もあり、政府の、特に加藤、西尾両大臣の覚書もありまして、そのラインで話を進めたのであります。が、不幸にして、主といたしまして調停委員会をもつかもたないか、この話が合わなかつたらすぐけんかということにしないで、一應第三者を交えた調停委員会、これは法的拘束力をつておりません。その委員会をもつかもたないかという点につきまして意見が食い違いまして、遂に五月一ぱいでそういうことができなくなりました。そのうちご政府の方は、新物價ベースの関係から一應のそろばんが出たものでありますから、とりあえず話し合いを始めた。それで特に今は早く話をまとめるために、今回の交渉に限りましては、この紛争処理機関の問題をひとつこめました。それは目下話し合いをやつておる次第であります。さて、いささかこの前の院議に対して、あるいは十分でなかつたといふ点もあるかもしませんが、その間の事情を一つ御了承願いたいのであります。

○塚田委員 私どもは不覚にして今給與局長の答弁になつたようなものとは、本法案を了解しておらなかつたのであります。それはこの前の改訂のときに、あの二千九百二十円ベースというものがいつまでのものかということでお蔵大臣の御答弁をいただいたときに、

間にいろいろ、別の意味の迂回曲折はございましたが、具体的に賃金問題の議論を始めましたのは、大月の半ば以降でございます、その間に組合大会等の関係で交渉がとぎれたこともございまして。それで現在までいろいろ、交渉の結果、実は話が一つもまとまっておりま

19. *Leucosia* sp. (Diptera: Syrphidae)

○塚田委員 私どもは不覚にして今給與局長の答弁になつたようなものではあります。それはこの前の改訂のときに、あの二千九百二十円ベースというものがいつまでのものかということでお蔵大臣の御答弁をいただいたときに、これは時期はないのだ。しかしこれでやれなくなるときまでこれでやつて、やれなくなつたときから新しい答弁だと、この適用期限がまた四月からさかのばるかもしない、そういうことは國会がきめたんだから、今度お前ら余地が團体交渉の上におあるのだと記憶しております。今給與局長の御答弁だと、この適用期限がまた四月からさかのばるかもしない、そういうことは國会がきめたんだから、今度お前らは六月以降でなければならぬといふことに、また政府がこれを適用されると、その辺の調節をどういふことになるか、その辺の調節をどういふことになるといふふうにお考えになつてこれを國会に提出になつたか、その点を一つはつきりと御答弁願いたい。

間にいろいろ、別の意味の迂回曲折はございましたが、具体的に賃金問題の議論を始めましたのは、大月の半ば以降でございます、その間に組合大会等の関係で交渉がとぎれたこともございまして。それで現在までいろいろ、交渉の結果、実は話が一つもまとまっておりま

19. *Leucosia* sp. (Diptera: Syrphidae) was collected from the same area as the *Chrysanthemum* plants.

間にいる／＼別の意味の迂余曲折はございましたが、具体的に賃金問題の議論を始めましたのは、六月の半ば以降でござります、その間に組合大会等の関係で交渉がとぎれたこともございました。それで現在までいろいろ／＼交渉の結果、実は話が一つもまとめておりません。政府といたしましては、この法律案をこう／＼こういう事情で國会の期限が切れるから、やむを得ず政府の方で出すことを了承してほしい、その代り團体交渉は引き続きやります、従つて賃金ベースの支拂の時期も、すべてその交渉の條件にもつてこれるわけであります。その点の交渉の余地は十分あります。従つて政府といたしましては、そつと約束を文書でいたしまして、その上でこの法律案をこちらに上程させていただいた次第であります。そこで、義理も組合に対して言えない立場にある、これは自分を縛つておる方策であります。

1. *Leucosia* *leucostoma* (L.)  
2. *Leucosia* *leucostoma* (L.)

私は修正案を提出いたしたいと思いま  
す。その趣旨は、政府当局あるいは労  
働大臣、大藏大臣、給與局長との質疑  
應答によりまして、今までになつて  
あるところの給與局長の御意向からし  
ても、この法案は給與局長の意図に反  
した法案であるという意味において、  
絶対に修正が必要であると考えられま  
す。どういううぐいに修正するかとい  
うことばは、法律の題名中の「六月」を「四  
月」に改める。これは給與局長が御説  
明になりましたように、今後全官公廳  
労組との妥結によつて、四月にもさか  
のぼらなければならないという説明が  
あつたことを意味であります。これ  
に法律として六月と規定するようなこ  
とは、國会がそうちした妥結に妨害を與  
えるというような意味において、これ  
を四月に改める必要があるのであります  
す。

える。こういうぐあいに法文を直しあげれば、臨時国会や何かをやるにしても、全官公廳との妥結がついた場合何らの支障がないし、妥結についてちつとも支障がないという意味において、こういうぐあいに修正する必要があります。

それから第二條は削除する。同じ第三條も削除する。この理由は法律四十六号、すなわち二千九百二十一ベースの支給に関する法律であるが、これは今後妥結によつて支給されるべき給に及ぶべきものではないという意味におきまして、この第二條、第三條は二千九百二十円ベースのものであります。という意味において、これは何ら置没有必要はない。その意味においてこれを削除いたしたいのです。

第五條を次のとく修正して第二条とするわけであります。「この法律施行に際しては職員の受けたいた俸給の二十一割六分に相当する俸給を支うものとする。」この理由は、「一千百二十円ベースは一月から三月まで暫定給與であるからして、千八百ベースに対し二十一割六分を支給することにする」というのであります。

次に附則といたしまして「政府職員の新給與実施に関する法律案(昭和十三年法律第四十六号)は廃止する」というのであります。

以上が修正案の提案理由でありますが、各委員からこの問題につきましても熱心に質疑が交されたのであります。日本の経済再建にとりまして、府職員、一般の労働者の待遇をよくしていくということは、経済再建の基である。政府がこうした法律をきめることは、その実は全官公廳の現在の

議を挑発するものである。労働政勢をます／＼激化させる憂いがあるといふ意味におきまして、政府が眞に全官公廳と誠意をもつて——全官公廳労組諸君の生活を保障する給與を支給する熱意があるというようなことを答弁の中においても聽くのであります。またそうしなければならない。われ／＼の立場からいつても、政府を頼りしてそういうあいにさせる責任があるのであります。ぜひ皆さんの賛成を得まして、政府提出の法案の非常に障害のあるところをこういうぐあいに修正することを主張するものであります。どうぞ皆さんの御賛成を——特に社会黨の赤松委員からこれに対しての賛成の意見を拜聴して、非常に心強いです。どうぞ皆さんの御賛成を——特に派といふようなことはなく、日本の再建をどう考へるかということに根本をおいて、党派を超えて虚心坦懐に御賛成を願いたいのです。

す。政府原案に賛成の諸君の起立を求  
めます。

〔賛成者起立〕

○梅林委員長代理 起立多数。本案は  
政府提案の通り可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。明  
日午前十時より開会いたします。明  
午後四時四十一分散会

〔参考照〕

大蔵省預金部特別会計の昭和二  
十三年度における歳入不足補て  
んのための一般会計からする繰  
入金に関する法律の一部を改正  
する法律案(内閣提出)に関する  
報告書

一、本案の要旨及び目的

本案は、大蔵省預金部特別会  
計、四十五億七千九百九十七万九  
千円、國有鉄道事業特別会計百億  
円及び通信事業特別会計五十億円  
の、昭和二十三年度における歳入  
不足は、これらの会計の昭和二十  
三年度における收支の状況に顧  
み、これを一般会計から補足する  
こととしたものである。

二、本案の修正議決理由

本案の趣旨は、大体適切なるも  
のと認めたが、他の議案の修正に  
伴い別紙の如く修正議決した次第  
である。

右報告する。

昭和二十三年七月三日

財政及び  
金融  
委員長  
衆議院議長松岡駒吉殿

(小字及び一は修正)

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三  
年度における歳入不足補てんのため

の「一般会計からする繰入金に関する法律」の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十一年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十三年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

題名中「大蔵省預金部特別会計」の下に「外二特別会計」を加える。

第一項を次のように改める。

政府は、大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計の昭和二十一年度における歳入不足を補てんするため、一般会計から、当該特別会計に繰入金をすることができる。但し、その金額は、大蔵省預金部特別会計については四十五億七千九百九十七万九千円、國有鉄道事業特別会計について一百五十一億一千四百四十九円、通信事業特別会計については五十一億一千四百四十九円をもつて限度とする。

第二項中「大蔵省預金部特別会計から、」を「大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計から、それぞれ」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

簡易生命保険事業における戦争危險による死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、簡易生命保険事業における今次の戦争による死亡に基く

